

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>5-36 開示府令第二号の四様式記載上の注意(11)のbの規定に従い「主要な経営指標等の推移」の欄に「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値」を記載する場合には、記載の根拠となった法令が異なっていることを分かりやすく記載するため、「主要な経営指標等の推移」を1つの表として記載するのではなく、根拠法令が金融商品取引法である部分と会社法である部分とに区分した上で、これらを並べた表を記載しなければならないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5-37 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)に規定する「特別利害関係者等」であるか否かは、株式等の移動時において判定するものとする。</p>	<p>5-36 開示府令第二号の四様式記載上の注意(12)に規定する「特別利害関係者等」であるか否かは、株式等の移動時において判定するものとする。</p>
<p>5-38 開示府令第二号の四様式記載上の注意(23)、(24)のa及び(25)のaの(a)に規定する「最近事業年度の末日の2年前の日」とは最近事業年度の末日の2年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(25)のcの(a)及びcの(b)に規定する「最近事業年度の末日の1年前の日」とは最近事業年度の末日の1年前の応当日の翌日をいうものとする。</p>	<p>5-37 開示府令第二号の四様式記載上の注意(11)、(12)のa及び(13)のaの(a)に規定する「最近事業年度の末日の2年前の日」とは最近事業年度の末日の2年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(13)のcの(a)及びcの(b)に規定する「最近事業年度の末日の1年前の日」とは最近事業年度の末日の1年前の応当日の翌日をいうものとする。</p>
<p>5-39 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)のbに規定する「株式等の移動」には、相続、合併による株式等の包括承継が含まれることに留意する。</p>	<p>5-38 開示府令第二号の四様式記載上の注意(12)のbに規定する「株式等の移動」には、相続、合併による株式等の包括承継が含まれることに留意する。</p>
<p>5-40 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)のhに規定する「1株当たりの株価の算定根拠等」の記載に当たっては、当該価格と入札を行う場合の下限価格の算定方法と同一の類似会社比準方式により算出した価格とを比較した場合には、その結果についても記載するものとする。</p>	<p>5-39 開示府令第二号の四様式記載上の注意(12)のhに規定する「1株当たりの株価の算定根拠等」の記載に当たっては、当該価格と入札を行う場合の下限価格の算定方法と同一の類似会社比準方式により算出した価格とを比較した場合には、その結果についても記載するものとする。</p>
<p>5-41 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25)のaの(e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。</p>	<p>5-40 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のaの(e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。</p>
<p>5-42 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25)のcの(a)及びcの(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託金融商品取引業者から預託株券等の返還を受けた場合をいう。</p>	<p>5-41 開示府令第二号の四様式記載上の注意(13)のcの(a)及びcの(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託金融商品取引業者から預託株券等の返還を受けた場合をいう。</p>
<p>(業績の概要等の記載)</p> <p>5-43 開示府令第二号の四様式記載上の注意(16)又は(21)のb(a)から(d)までに規定する「業績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。</p>	<p>(業績の概要等の記載)</p> <p>5-41-2 開示府令第二号の四様式記載上の注意(10-3)又は(10-5)のb(a)から(d)までに規定する「業績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。</p>

5-44 開示府令第20条第1項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の3-2 5-3から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-26から5-32まで及び5-44は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12から5-14まで、5-16から5-23-2まで、5-36及び5-44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-42までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24の5-27 5-44、7-4及び7-7は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する。

5-42 開示府令第20条第1項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

23の3-2 5-3から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12から5-14まで、5-16から5-23-2まで及び5-42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-42及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-42及び24-13は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24の5-27 5-42、7-4及び7-7は、臨時報告書に関する取扱いについて準用する。